

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	二七
○福島県市町村振興基金貸付規則等の一部を改正する規則	
告 示	二八
○浄化槽法の規定により指定検査機関を指定した件	
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件	
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件	
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件	
○県営土地改良事業計画を変更した件	
○道路の区域を変更する件五件	
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件	
○都市計画事業を認可した件二件	
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件	
○土地区画整理事業の施行を認可した件	
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	
公 告	二九
○地方税法により特約業者の指定を取り消した件	
○福島県商業まちづくりの推進に関する条例の規定により意見があつた件	
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	
○浸水想定区域を指定した件二件	
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	
福島県選挙管理委員会	
○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があつた件	
福島海区漁業調整委員会	
○いかつり漁業について指示する件	

規 則

福島県市町村振興基金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第八号

福島県市町村振興基金貸付規則等の一部を改正する規則

第一条 福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一財政健全化事業枠の部公債費負担軽減事業の項中「をいう。」の下に「及び公債費負担軽減強化事業」を加え、同部公社等経営健全化事業の項中「地方公営企業法」の下に「（昭和二十七年法律第二百九十二号）」を加え、同項の次に次のように加える。

公債費負担軽減強化事業	地方財政法第五条各号のいずれかに該当する場合には、おいて知事が特に必要と認める事業
-------------	---

別表第二財政健全化事業枠の部公債費負担軽減事業の項対象市町村の欄を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する市町村
一 特定市町村のうち財政計画策定市町村
二 特定基金地方債の借換えを希望する市町村

別表第二財政健全化事業枠の部公社等経営健全化事業の項の次に次のように加える。

公債費負担軽減強化事業	次の各号のいずれにも該当する市町村
	一 借入年度の前年度の決算を含む三年度連続の決算において、経常収支比率（臨時財政対策債を含む。）が九十五パーセント以上である市町村
	二 借入年度の前年度の決算において、財政調整基金残高が標準財政規模の五パーセント未満である市町村
	三 借入年度を含む直近五年度以内において、知事が別に定める方法により実施する市町村財政診断を受けている市町村
四 財政健全化に向けた独自の財政改革プランを策	

定し、住民に対し当該財政改革プランの公表を行つた市町村

別表第三公共施設等整備事業枠の一部一般事業の項償還期間の欄中「」の下に「。ただし、地方財政法第三十三条の五の八に規定する公共施設等（以下「公共施設等」という。）の除却に関する事業については十年以内」を加え、同部特別事業の項償還期間の欄中「」の下に「。ただし、公共施設等の除却に関する事業については十年以内」を加え、同部準過疎地域振興事業の項償還期間の欄中「」の下に「。ただし、公共施設等の除却に関する事業については十年以内」を加え、同表財政健全化事業枠の部公社等経営健全化事業の項の次に次のように加える。

公債費負担軽減強化事業	貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率（知事が特に認める場合は、当該貸付利率以下の利率で知事が別に定める利率）	十五年満期一括償還
-------------	--	-----------

第二条 福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則（平成二十三年福島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則 附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則第二条第一項の公共施設等整備事業枠及び財政健全化事業枠に係る資金については、なお従前の例による。

（市町村財政課）

告 示

福島県告示第百八十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条第一項の規定により、指定検査機関として令和八年二月十八日に次の者を指定した。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名
公益社団法人福島県浄化槽協会
福島県福島市野田町一丁目十六番三十五号
代表理事 紺野正雄

二 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間

福島県全域

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで（五年間）

三 検査の手数料

1 浄化槽法第七条の規定による水質検査

浄化槽の規模	手数料の額
一〇人槽以下	一〇、〇〇〇円
一一人槽以上二〇人槽以下	一三、〇〇〇円
二一人槽以上二〇〇人槽以下	一五、〇〇〇円
一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一九、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	二一、〇〇〇円
三、〇〇〇一人槽以上	二四、〇〇〇円

2 浄化槽法第十一条の規定による定期検査

(一) 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

浄化槽の規模	手数料の額	
	既存単独処理浄化槽	既存単独処理浄化槽以外の浄化槽
一〇人槽以下	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一一人槽以上二〇人槽以下	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円
二一人槽以上二〇〇人槽以下	八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三、〇〇〇一人槽以上	一四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

(二) 令和九年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

浄化槽の規模	手数料の額	
	既存単独処理浄化槽	既存単独処理浄化槽以外の浄化槽
一〇人槽以下	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一一人槽以上二〇人槽以下	八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
二二人槽以上三〇人槽以下	一〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
三、〇〇〇一人槽以上		二二、〇〇〇円

備考 「既存単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

四 検査業務の開始予定年月日
令和八年四月一日

(一般廃棄物課)

福島県告示第百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年三月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び大玉村産業建設部産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT-5大玉店 福島県安達郡大玉村大字玉貫一〇六一一ほか四十九筆
福島県知事 内堀雅雄
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社 PLANT

代表取締役 三ツ田 佳史

(変更後) 株式会社 PLANT

代表取締役 三ツ田 泰二

2 大規模小売店において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社 PLANT

代表取締役 三ツ田 佳史

(変更後) 株式会社 PLANT

代表取締役 三ツ田 泰二

三 変更した年月日

令和七年九月二十一日

四 届出年月日

令和八年三月十二日

五 届出をした者

株式会社 PLANT

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月二十四日から同年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ビーライフうおいち・薬王堂白河表郷店 福島県白河市表郷金山字下ノ内四十七ほか

二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年

三月二十四日から同年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三百三十七番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月二十四日から同年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ大原 福島県いわき市小名浜大原字東田六十六ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、上栲窪地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間

令和八年三月二十五日から
同 年四月十三日まで (二十日間)

- 三 縦覧の場所
南相馬市役所
- 四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道安達 停車場線	二本松市油井字下中ノ 内一番六地先から 同 市油井字舟橋一 番一〇地先まで	変更前 A 一九・〇 変更後 A 四・二 B 一・〇 三三・五	四・二 一九・〇 四・二 一・〇 三三・五	三六〇・〇 三六〇・〇 三六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道会津 若松三島 線	会津若松市本町二八二 番一地先から 同 市新横町二番 地先まで	変更前 八・二〇 三六・四 変更後 八・二〇 四三・四	八・二〇 三六・四	九五・二 九五・二

福島県知事 内堀 雅雄

(道路計画課)

福島県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南会津建設事務所で令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供
する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字叶 津字朝草嶽七二三番一 地先から 同 郡同 町大字叶 津字入中島一六〇番七 地先まで	変更前 八・二〇 四五・五 変更後 八・二〇 四五・五	八・二〇 四五・五	一、九七四・七 一、九七四・七

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	南会津郡只見町大字叶 津字朝草嶽七二三番一 地先から 同 郡同 町大字叶 津字入中島一六〇番二 地先まで		B 九・二〇 一一七・四	一、三七二・二

(道路計画課)

福島県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県南会津建設事務所で令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道高陸 田島線	南会津郡南会津町長野 字道下三番一地先から 同 郡同 町長野 字道下一九番三地先ま で	変更前 七・四〇 九・〇 変更後 七・四〇 一一・八	七・四〇 九・〇	二六七・六 二六七・六

(道路計画課)

福島県告示第百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県南会津建設事務所で令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長

県道高陸 田島線	南会津郡下郷町大字中妻字家ノ上六七三番一 地先から 同 郡同 町大字中妻字芦見四九番地先まで	変更前 A 九・〇〇 一九・二	変更後 A 九・〇〇 一九・二 B 一〇・八〇 二一・五	三〇四・八 三〇四・八 三二四・六
-------------	--	--------------------------	--	-------------------------

(道路計画課)

福島県告示第九十二号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。その関係図書は、福島県土木部河川計画課及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 河川の名称
- 二 一級河川阿武隈川水系阿武隈川左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
白河市大岩倉七十六番十地先から白河市大岩倉七十六番四地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 白河市長 鈴木 和夫 白河市八幡小路七番地一
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法(昭和二十七年法律第八十号)又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理(道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。)

(河川計画課)

- 福島県告示第九十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
令和八年三月二十四日
福島県知事 内堀 雅雄
- 一 施行者の名称 会津若松市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称
会津都市計画道路事業 三・四・百二十六号 日新町徳久線外一路線
 - 三 事業施行期間 県報登載日から令和十五年三月三十一日まで
 - 四 事業地 収用の部分 福島県会津若松市本町、新横町、湯川町
使用の部分 なし
- (まちづくり推進課)
- 福島県告示第九十四号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
令和八年三月二十四日
福島県知事 内堀 雅雄
- 一 施行者の名称 会津若松市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称
会津都市計画道路事業 三・四・百一十一号 藤室鍛冶屋敷線外一路線
 - 三 事業施行期間 県報登載日から令和十五年三月三十一日まで
 - 四 事業地 収用の部分 福島県会津若松市宝町、花春町、城東町、城前
使用の部分 なし
- (まちづくり推進課)
- 福島県告示第九十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三條第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和八年三月二十四日
福島県知事 内堀 雅雄
- 一 施行者の名称 双葉町
 - 二 都市計画事業の種類及び名称
双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 双葉駅西側第一地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
 - 三 事業認可の年月日 平成三十年七月三十一日
 - 四 事業施行期間 平成三十年七月三十一日から令和九年三月三十一日まで
 - 五 事業地 収用の部分 変更なし
- (まちづくり推進課)

福島県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 双葉駅西側第二地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 令和二年十一月二十日
- 四 事業施行期間 令和二年十一月二十日から令和九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

福島県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画道路事業 三・五・百三十一号 搔樋小路幕ノ内線
- 三 事業認可の年月日 平成二十九年二月二十四日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成二十九年二月二十四日から令和八年三月三十一日まで (変更後) 平成二十九年二月二十四日から令和十一年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

福島県告示第九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により、土地区画整理事業の施行について、次のとおり認可した。
令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 土地区画整理事業の名称 富岡第二産業団地土地区画整理事業
- 二 施行者の名称及び住所 富岡町 双葉郡富岡町大字本岡字王塚六百二十二番地の一
- 三 事業施行期間 令和八年三月二十四日から令和十一年三月三十一日まで

- 四 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 五 施行地区 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字深谷及び字松の前並びに大字本岡字新夜ノ森の各一部の区域
- 六 事務所の所在地 双葉郡富岡町大字本岡字王塚六百二十二番地の一
- 七 施行認可の年月日 令和八年三月二十四日
- 八 公告の方法 富岡町役場の掲示場に掲示

（まちづくり推進課）

福島県告示第九十九号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年三月十日次のとおり指定した。
令和八年三月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀 雅雄
売りとばき所の名称及び所在地

株式会社F M 郡山市芳賀三丁目 令和八年四月一日から
フナハシ 四三番地一 令和十三年三月三十一日まで
橋富久山バイパス店 郡山市富久山町福原
字竹ノ内一番二七

（出納総務課）

公 告

公告第六十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。
令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
会津日石販売株式会社	中村 謙信	会津若松市中央三丁目一〇番四〇号	令和八年二月二六日

（税務課）

公告第七十号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二百十号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月二十四日から同年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、福島市総務部総務課市民情報室、伊達市産業部商工観光課、二本松市産業部商工課、桑折町産業振興課、川俣町政策推進課、猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地
イオン福島店・（仮称）イオンタウン福島南矢野目 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
 - 二 条例第十三条第一項の規定により聴取した意見の概要
意見なし（福島市、伊達市、二本松市、桑折町、川俣町及び猪苗代町）
 - 三 条例第十三条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし
- （商業まちづくり課）

公告第七十一号
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和八年二月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年三月二十四日

令和八年2月分
（普通肥料）
福島県知事 内堀雅雄

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考
			分析検査 項目	保証票 の検査 指摘 事項	その他 の検査	
なたね油かす及びその粉末	株式会社満田屋	5.0なたね油かす粉末	TN、TP、TK	—	—	

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

令和八年2月分
（特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出 名 (及び商品名)	検査の結果			備考
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	
くず植物油かす及びその粉末	株式会社満田屋	ごま油かす粉末	6.3	2.2	0.7	

注 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量
（農業総合センター）

公告第七十二号
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、神明川、稲川、江花川、簗ノ子川、後藤川、取上川、初瀬川及び赤石川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄
（河川整備課）

公告第七十三号
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、山舟生川、塩野川、上小国川、祓川、大石川、石田川、布川、糠田川、仲川及び白岩川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(河川整備課)

公告第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、南相馬市から相馬地方都市計画特別用途地区の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十六号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

令和八年三月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

変 更 前	喜多方交通株式会社 サービス付き高齢者向け 住宅 暖ノ奏	変 更 後	喜多方交通株式会社 介 護付き有料老人ホーム 暖ノ奏	変 更 年 月 日	令和七年一〇月一日
-------	------------------------------------	-------	----------------------------------	-----------	-----------

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和八年三月二十四日

福島海区漁業調整委員会
会長 今 野 智 光

一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和八年六月一日から令和九年一月三十一日までとする。

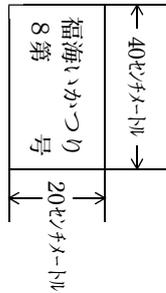
四 制限又は条件

1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年六月一日から令和九年五月三十一日までとする。